

飲食など販売業者における取扱いについて

1. 概要

- (1) 設置場所 市役所本庁舎駐車場（来庁者用駐車場の一部） ※場所は別添の通り
(2) 所在地 恵庭市京町1番地
(3) 目的 市役所利用者あるいは職員の利便性の向上のため飲食物などを販売すること

2. 内容

- (1) 時間 平日9時00分から17時30分まで ※年末年始等を除く
(2) 店舗 1店舗（1台）/日
(3) スペース 原則、駐車場3台分（約25㎡）
※キッチンカーの大きさにより駐車スペースは協議する。
※冬季間(12~3月)は2台分とする。

3. 使用許可条件

- (1) 使用料 1,000円/日
※1時間未満の場合は半額とする。
※いずれも前納とし納入済み使用料は返還しない。
- (2) 予約等 ・行政財産使用許可申請書に必要事項を記載し、窓口、郵送またはメールにて提出（押印不要）
・予約は翌月分まですることができる。
※前月15日までの申請状況により重複があった場合は、許可日数の少ない業者を優先して許可する。
- (3) 備品等 ・備品飲食などを販売するために必要な備品は、販売業者の負担により持ち込みとする。営業のために必要な全ての費用は販売業者の負担とし、配置等を事前に市と協議すること。
・また、キッチンカーは、電気設備・排水設備、水道設備は提供できないので、発電機等は出店者で用意すること。調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置すること。
- (4) その他 ・空容器等設置スペースは常に清潔に保ち、清掃や廃棄物処理に係る費用は、販売業者の責任と負担で実施する。ゴミ箱を設置することとし、その設置費用及び清掃や廃棄物処理に係る費用は、販売業者の責任と負担で実施する。

4. その他

この取扱いに定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（市の条例、規則等を含む）の定めるところによるもののほか、市と販売業者の協議の上処理するものとする。

5. 施行期日

この取扱いについては、令和元年7月1日より施行する。
この取扱いについては、令和元年12月1日より施行する。
この取扱いについては、令和2年4月1日より施行する。
この取扱いについては、令和2年6月15日より施行する。
この取扱いについては、令和4年1月1日より施行する。